



埼玉県のマスコット
「コバトン」「さいたまっち」

令和6年7月以降適用
技術資料作成の手引き（ガイドラインVer.19対応版）

改定箇所解説版

埼玉県総合技術センター

この資料は、
技術資料作成の手引き（ガイドラインVer.18対応版）から
技術資料作成の手引き（ガイドラインVer.19対応版）への
主な改定箇所を説明する資料です。
手引きの参考資料としてお使いください。

技術資料作成の手引きの改定箇所

主な改定は以下の3点です。

- 1 評価項目等変更に対する対応 P4
- 2 資料作成時の注意事項等の追加 P12
- 3 様式の変更に対する対応 P17

技術資料作成の手引きの改定箇所

最初の改定箇所です。

- | | | |
|---|----------------|-----|
| 1 | 評価項目等変更に対する対応 | P4 |
| | 資料作成時の注意事項等の追加 | P12 |
| | 様式の変更に対する対応 | P17 |

1 評価項目等変更に対する対応

以下の評価項目を新設、変更しました。

(1) 新たな評価項目

- ・ サ（オ）建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事の実施 P5

(2) 変更した評価項目

- ・ カ（ア）~（ウ）入札契約に関する不当な強要行為ほか P6
- ・ コ（ウ）障害者雇用 P8
- ・ サ（ア）インターンシップ等の受入れ実績 P9
- ・ ス（ウ）手持ち工事量 P10

1 (1) 新たな評価項目

サ (オ) 建設キャリアアップシステム (CCUS) 活用工事の実施

ガイドラインVer.19から新設される評価項目です。

手引き P122～

サ 担い手確保・育成に関する仕組み
(オ) 建設キャリアアップシステム
(CCUS) 活用工事の実施

「受注者宣言型」において、建設キャリアアップシステム (CCUS) の取組を評価します。

評価の対象は、埼玉県県土整備部が定める「建設キャリアアップシステム (CCUS) 活用モデル工事」試行要領に基づいています。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/ccus.html>

建設キャリアアップシステム (CCUS) 活用工事の実施		
入札説明書		
サ (オ) 建設キャリアアップシステム (CCUS) 活用工事の実施【 /1.0点】		
評価基準・配点	当該工事において、建設キャリアアップシステム (CCUS) を活用する。	1.0 点
	上記に該当しない。	0 点
提出資料	1 様式サ (オ) 注1) ①技能者登録 (CCUS登録技能者数/技能者の総数) が60%以上、②就業履歴情報登録全てを実施するものを評価し、「受注者宣言型」に適用します。	
	2 添付資料 なし	

評価の対象は、埼玉県県土整備部が定める「建設キャリアアップシステム (CCUS) 活用モデル工事」試行要領に基づいています。

1 (2) 変更した評価項目

カ(ア)~(ウ) 入札契約に関する不当な強要行為ほか

評価項目を統合し、評価対象期間を変更しました。

手引き P54~

カ 企業倫理や信頼性等 (減点項目)
 (ア)~(ウ) 入札契約に関する不当な強要行為ほか

Ver.18までの評価項目「カ(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)、(ク)」の6項目を「カ(ア) 入札契約に関する不当な強要行為等」として統合しました。

また、「カ(カ)」を新しく「カ(イ) 総合評価の不履行」として、「カ(キ)」を「カ(ウ) 入札(ア) (イ) に該当しない入札参加停止措置」として整理しました。

全ての評価対象期間を過去2年度間から過去1年度間へ変更しました。

カ 企業倫理や信頼性等 (減点項目) 留意点 3-2-46 参照(R6.4.1 版)		
		
<div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; display: inline-block;">「年度」です。「年」ではありません。入札説明書で確認ください。</div>		
カ 企業倫理や信頼性等 (減点項目)		
カ(ア) 入札契約に関する不当な強要行為等 【 /-1.0点】		
評価基準	令和5年度~公告日までの期間に「埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」に基づく入札参加停止措置を受けた。	-1.0~ -6.0点
配点	上記に該当しない。	0点
提出資料	1 様式カ(ア)~(ウ) 2 添付資料 なし	
カ(イ) 総合評価の不履行 【 /-1.0点】		
評価基準	令和5年度~公告日までの期間に県が総合評価方式により発注した工事の技術資料の履行確認結果において、「添付資料等で確認した結果、履行されていないことを確認」との通知を受けた。(下記の場合を除く)	-1.0点
配点	令和5年度~公告日までの期間に県が総合評価方式により発注した工事の技術資料の履行確認結果において、配置技術者の死亡など、真にやむを得ない理由により配置技術者を交代し、交代前の配置技術者と同等以上の技術能力を確保できなかったため「添付資料等で確認した結果、履行されていないことを確認」との通知を受けた。	-0.5点
	上記のいずれにも該当しない。	0点
提出資料	1 様式カ(ア)~(ウ) 2 添付資料 なし	
カ(ウ) カ(ア)カ(イ)に該当しない入札参加停止措置 【 /-1.0点】		
評価基準	カ(ア)カ(イ)に該当せず、令和5年度~公告日までの期間に「埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」に基づく入札参加停止措置を受けた。	-1.0点
配点	上記に該当しない。	0点
提出資料	1 様式カ(ア)~(ウ) 2 添付資料 なし	

1 (2) 変更した評価項目

カ(ア)~(ウ) 入札契約に関する不当な強要行為ほか

総合評価の不履行については中間点を追加しました。

手引き P54~

カ 企業倫理や信頼性等 (減点項目)
(イ) 総合評価の不履行

真にやむを得ない理由での技術者交代による不履行の減点を中間点(-0.5点)として追加しました。

カ(イ) 総合評価の不履行【 -1.0点】		
評価基準・配点	令和5年度~公告日までの期間に県が総合評価方式により発注した工事の技術資料の履行確認結果において、「添付資料等で確認した結果、履行されていないことを確認」との通知を受けた。(下記の場合を除く)	-1.0点
	令和5年度~公告日までの期間に県が総合評価方式により発注した工事の技術資料の履行確認結果において、配置技術者の死亡など、真にやむを得ない理由により配置技術者を交代し、交代前の配置技術者と同等以上の技術能力を確保できなかったため「添付資料等で確認した結果、履行されていないことを確認」との通知を受けた。	-0.5点
	上記のいずれにも該当しない。	0点
提出資料	1 様式カ(ア)~(ウ) 2 添付資料 なし	

1 (2) 変更した評価項目

コ (ウ) 障害者雇用

評価基準が変わりました。

手引き P95～

コ 企業の社会的貢献度 (ウ) 障害者雇用

法定雇用率が2.5%に引き上げられたことにより、障害者雇用率（障害者雇用状況報告書の実雇用率）を3.5%に変更しました。

また、法定雇用義務のある事業主の定義については、障害者雇用状況報告書の「法定雇用障害者数の算定基礎となる労働者の数」が40.0人以上の事業主に変更しました。

障害者雇用 留意点 3-2-75～76 参照(R6.4.1 版)							
入札説明書							
コ (ウ) 障害者雇用【 /1.0点】							
評価基準・配点	<table border="1"><tr><td>「障害者の雇用促進に関する法律」の法定雇用率（2.5%）に1ポイントを加えた率で障害者（常用労働者）を雇用している。</td><td>1.0点</td></tr><tr><td>法定雇用義務はないが障害者（常用労働者）を雇用している。</td><td>1.0点</td></tr><tr><td>上記のいずれにも該当しない。</td><td>0点</td></tr></table>	「障害者の雇用促進に関する法律」の法定雇用率（2.5%）に1ポイントを加えた率で障害者（常用労働者）を雇用している。	1.0点	法定雇用義務はないが障害者（常用労働者）を雇用している。	1.0点	上記のいずれにも該当しない。	0点
「障害者の雇用促進に関する法律」の法定雇用率（2.5%）に1ポイントを加えた率で障害者（常用労働者）を雇用している。	1.0点						
法定雇用義務はないが障害者（常用労働者）を雇用している。	1.0点						
上記のいずれにも該当しない。	0点						
提出資料	<p>1 様式コ (ウ)</p> <p>注1) 該当する実績を1つ選んで提出してください。</p> <p>注2) 入札公告日の直前の6月1日現在での状況を記載してください。なお公告日が6月1日の場合は、公告日の前年の6月1日とします。</p> <p>注3) 評価基準である、次の①又は②について評価対象とします。</p> <p>① 法定雇用義務のある事業主の場合は、障害者雇用率（障害者雇用状況報告書の実雇用率）が3.5%以上の障害者（常用労働者）を雇用している。</p> <p>② 法定雇用義務のない事業主の場合は、障害者（常用労働者）を雇用している。</p> <p>注4) J V（経常・特定）の評価対象者は、ガイドライン「5（2）評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。</p> <p>注5) 法定雇用義務のある事業主とは、障害者雇用状況報告書の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者の数」が40.0人以上の事業主です。</p> <p>2 添付資料</p> <p>①法定雇用義務があり、障害者雇用率（障害者雇用状況報告書の実雇用率）が3.5%以上で障害者（常用労働者）を雇用している事業主の場合。 入札公告日時点の直前の6月1日現在で公共職業安定所長あて報告している「障</p>						

1 (2) 変更した評価項目

サ (ア) インターンシップ等の受入れ実績

提出資料の取り扱いを見直しました。

手引き P110～

サ 担い手確保・育成に関する取組
(ア) インターンシップ等の受入れ実績

大学側では、大学生等のインターンシップ等の定義が5日以上に変更となりました。

5日未満受入れについては、大学側が証明書を発行できない場合も考えられます。

そのため、学校側が証明できない場合については、「受入れ実績証明書」を企業が作成する証明書類に代えることができるものとします。

サ 担い手確保・育成に関する取組

インターンシップ等の受入れ実績
留意点 3-2-80～82 参照(R6.4.1版)

入札説明書

サ (ア) インターンシップ等の受入れ実績【 /1.0点】	
評価基準・配点	令和4年度～令和5年度に、連続した3日以上の実績がある。 1.0点
	令和4年度～令和5年度に、短期(3日未満)の実績がある。 0.5点
	上記のいずれにも該当しない。 0点

「年度」です。「年」ではありません。入札説明書で確認してください。

1 様式サ(ア)
注1) 代表的な実績を1件提出してください。
注2) インターンシップ等の受入れ実績は、以下の①～③の全ての条件を満たし、学校と企業との協議の上実施されたものを評価対象とします。

① 下記のいずれかの学生・生徒を対象としたものであること。

- ・大学(大学院、短期大学を含む)
- ・高等学校
- ・中等教育学校(後期課程)
- ・専修学校
- ・各種学校
- ・高等専門学校
- ・高等技術専門学校(職業能力開発校)
- ・職業能力開発大学校(同短期大学校を含む)
- ・特別支援学校(高等部)

ただし、学生・生徒が所属する学校の所在地は問わない。
また、当該評価項目はインターンシップ(就業体験)を対象とし、義務教育課程等で行われる、いわゆる「職場体験」は評価しません。

② 学校が証明する「インターンシップ等受入れ実績証明書」により実績が確認できるものであること。学校が証明できない場合については、学生を受け入れた企業が作成する証明書類(インターンシップ状況が確認できるもの)に代えることができるものとする。

提出資料

1 (2) 変更した評価項目

ス (ウ) 手持ち工事量

手持ち工事量の配点を変更しました。

手引き P135～

ス その他
(ウ) 手持ち工事量

実績重視型の評価項目である手持ち工事量について、配点を1.0点から2.0点へ変更しました。

また、技術提案型、評価項目選択型、土木型でも評価項目として選択できるようにしました。なお、それらの配点は1.0点となっています。

手持ち工事量							
留意点 3-2-92 参照(R6.4.1 版)							
入札説明書							
ス (ウ) 手持ち工事量【 /1.0点】【 /2.0点】※[]内の点数は、実績重視型に適用する。							
評価基準・配点	<table border="1"> <tr> <td>県発注工事（業種：〇〇）の手持ち工事量比率 0.5 未満又は令和 6 年度の受注が無い。</td> <td>1.0 点[2.0 点]</td> </tr> <tr> <td>県発注工事（業種：〇〇）の手持ち工事量比率 0.5 以上 1 未満。</td> <td>0.5 点[1.0 点]</td> </tr> <tr> <td>県発注工事（業種：〇〇）の手持ち工事量比率 1 以上又は契約年度の受注実績がありかつ令和 3 年度～令和 5 年度の受注が無い。</td> <td>0 点[0 点]</td> </tr> </table>	県発注工事（業種：〇〇）の手持ち工事量比率 0.5 未満又は令和 6 年度の受注が無い。	1.0 点[2.0 点]	県発注工事（業種：〇〇）の手持ち工事量比率 0.5 以上 1 未満。	0.5 点[1.0 点]	県発注工事（業種：〇〇）の手持ち工事量比率 1 以上又は契約年度の受注実績がありかつ令和 3 年度～令和 5 年度の受注が無い。	0 点[0 点]
県発注工事（業種：〇〇）の手持ち工事量比率 0.5 未満又は令和 6 年度の受注が無い。	1.0 点[2.0 点]						
県発注工事（業種：〇〇）の手持ち工事量比率 0.5 以上 1 未満。	0.5 点[1.0 点]						
県発注工事（業種：〇〇）の手持ち工事量比率 1 以上又は契約年度の受注実績がありかつ令和 3 年度～令和 5 年度の受注が無い。	0 点[0 点]						
提出資料	<p>1 様式 (ウ)</p> <p>注 1) 手持ち工事量は、コリンズに登録された契約金額データを用いて集計します。 「件名」「契約工期」「発注機関名」「受注形態」欄はコリンズと同様に記入してください。コリンズ検索システムで出力したデータを貼り付けても構いません。なお、単価契約は手持ち工事量の対象としません。 企業単体の受注実績には、共同企業体としての実績も含むものとします。（共同企業体での受注実績は、その契約額を当該共同企業体の出資比率により按分した額とします。） 共同企業体として当該工事入札に参加する場合の手持ち工事量比率の算出には、構成員の中で受注額が一番少ない企業の受注実績を採用します。</p> <p>注 2) 手持ち工事量比率について $\text{手持ち工事量比率} = \frac{\text{令和 6 年度受注額}}{\{ (\text{令和 3 年度受注額}) + (\text{令和 4 年度受注額}) + (\text{令和 5 年度受注額}) \} \div 3}$ 各年度の受注額は、当該業種での工事契約額の合計とします。ただし、当該年度受注額は、本工事の公告日までの受注に限ります。 なお、繰越工事の場合、本工事の公告日までの変更増減額も含めた受注額を当初契約年度に計上します。 債務負担行為による複数年工事の場合、各年度の受注額は本工事の公告日時時点で最新となる契約書に記載された、各年度の支払限度額とします。</p> <p>注 3) 各記入欄への記入方法について 「①当該年度受注額の合計算出」の対象工事 1) 令和 6 年度に当初契約した工事。 2) 令和 6 年度分の支払がある債務負担行為設定工事。 「受注額」：1) 受注額</p>						

技術資料作成の手引きの改定箇所

2つ目の改定箇所です。

■	評価項目等変更に対する対応	P4
2	資料作成時の注意事項等の追加	P12
■	様式の変更に対する対応	P17

2 資料作成時の注意事項等の追加

資料作成時の注意事項やQ & Aを充実させました。

(1) 注意事項の追加

- コ（キ）SDGsへの取組 P13
- サ（ア）インターンシップ等の受入れ実績 P14

(2) Q & Aの変更・追加

- ス（ウ）手持ち工事量 P15

2 (1) 注意事項の追加

コ (キ) SDGsへの取組

評価対象日について注意事項を追加しました。

手引き P106～

コ 企業の社会的貢献度 (キ) SDGsへの取組

評価対象日について、注意事項を追加しました。

県企画財政部計画調整課ホームページに登録された登録日で評価します。「SDGs達成に向けた宣言書(要件1)」に記載されている宣言日ではありません。必ずホームページを確認してください。また、登録期間切れに注意し、更新の有無を確認してください。

SDGsへの取組		
入札説明書		
コ (キ) SDGs への取組【 /0.5 点】		
評価基準・配点	埼玉県SDGsパートナーに登録している。	0.5 点
	上記に該当しない。	0 点
提出資料	1 様式コ (キ) 注1) 入札公告日時点において、入札参加者が埼玉県SDGsパートナーに登録されている場合に評価します。 注2) JV(経常・特定)の評価対象者は、ガイドライン「5(2)評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。 注3) 埼玉県SDGsパートナーについては、県企画財政部計画調整課ホームページを参照してください。 (https://www.pref.saitama.lg.jp/a0102/sdgs/sdgs_partner.html)	
	2 添付資料 ① 埼玉県SDGsパートナーに登録している場合。 「様式コ(キ)」の下段に記入してください。 ② 県企画財政部計画調整課ホームページに掲載がない場合、「SDGs達成に向けた宣言書(要件1)」の写し。	

2 (1) 注意事項の追加

サ (ア) インターンシップ等の受入れ実績

添付資料について注意事項を追加しました。

手引き P110～

サ 担い手確保・育成に関する取組 (ア) インターンシップ等の受入れ 実績

インターンシップ等の受入れ実績を学校が証明できない場合、学生を受け入れた企業が作成する証明書類（インターンシップ状況が確認できるもの）に代えることができます。

その場合は、インターンシップ受け入れ年月日を示す添付資料を提出してください。

サ 担い手確保・育成に関する取組		
インターンシップ等の受入れ実績 留意点 3・2・80～82 参照(R6.4.1 版)		
入札説明書		
サ (ア) インターンシップ等の受入れ実績【 /1.0点】		
評価基準・配点	令和4年度～令和5年度に、連続した3日以上の実績がある。	1.0点
	令和4年度～令和5年度に、短期(3日未満)の実績がある。	0.5点
	上記のいずれにも該当しない。	0点

「年度」です。「年」ではありません。入札説明書で確認してください。

2 添付資料	① 学校が証明できる場合：学校が証明した「インターンシップ等の受入れ実績証明書」の写し。 注) 証明書の様式を県建設管理課の総合評価方式トップページ (https://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/sougouhyouka-shiryou.html) 「ガイドライン・様式集等(総合評価方式)」からダウンロードし、学校に証明を依頼してください。
	② 学校が証明できない場合：インターンシップへ参加した学生の自筆のサインと学生証のコピーなど、又はインターンシップ実施状況写真と学生の自筆のサインなど。 受け入れた年月日を示す資料を添付してください。

2 (2) Q & A の変更・追加

ス (ウ) 手持ち工事量

評価対象の変更に合わせて Q & A を追加しました。

手引き P139～

ス その他 (ウ) 手持ち工事量

Ver.19より、JVで実施した工事の受注額を評価対象に含みます。それに合わせて Q & A を変更しました。

【Q 4 & A 4】

また、JVで入札参加する場合の評価対象者についても Q & A を追加しました。【Q 5 & A 5】



Q & A

Q1 「スその他 (ウ) 手持ち工事量」に関する提出資料は、(様式ス (ウ)) のみでよいか。

A1 過去3年度間に、入札説明書に記載された業種の債務負担行為に基づく県発注工事契約がある場合(一部の期間でも工期が当該期間に含まれる場合は対象となります。)は、その契約書(当初契約と公告日までの全ての変更契約)の写し(鑑と各年度の支払限度額が記載されているページのみ)を添付してください。ない場合は、(様式ス (ウ)) のみとなります。

Q2 手持ち工事量比率の算出方法は。

A2 手持ち工事量比率 = (当該年度受注額) ÷ (過去3年度間受注額の平均) となります。例えば、当該年度が令和6年度の場合、(令和6年度受注額) ÷ [(令和3年度受注額) + (令和4年度受注額) + (令和5年度受注額)] ÷ 3 となります。小数点第2位以下は切り捨てとします。ただし、令和7年4月～6月に公告された工事の場合、当該年度受注額は令和6年度受注額とします。

Q3 過去3年度間受注額の平均の出し方と、小数点以下の端数が生じた時の処理は。

A3 過去3年度間分の個別の契約金額を加算し、3で除したものを平均点とします。小数点以下は切り捨てとします。

Q4 JVで実施した工事の受注額は評価対象に含まれるのか。

A4 企業単体の受注実績には、JVとしての実績も含むものとします。
(JVでの受注実績は、その契約額を当該共同企業体の出資比率により按分した額とします。)

Q5 JVで入札参加する場合の評価対象者は。

A5 JVとして当該工事入札に参加する場合の手持ち工事量比率の算出には、構成員の中で受注額が一番少ない企業の受注実績を採用します。

技術資料作成の手引きの改定箇所

3つ目の改定箇所です。

■	評価項目等変更に対する対応	P4
■	資料作成時の注意事項等の追加	P6
3	様式の変更に対する対応	P17

3 様式の変更について

カ 企業倫理や信頼性等の様式を変更しました。

手引き P56～

「カ 企業倫理や信頼性等」の評価項目について、カ（ア）に関する評価項目の統合とカ（イ）に関する評価基準の変更に合わせて様式を変更しました。

様式カ(ア)～(ク)

企業倫理や信頼性等	
該当項目の有無	該当項目なし
	該当項目あり
↑ 願書の方へ	
ア 入札契約に関する不当な強要行為	入札参加停止措置を受けた
イ 過積載による法令違反	入札参加停止措置を受けた
ウ ディーゼル不適合車の使用による法令違反	入札参加停止措置を受けた
エ 不正軽油の使用による法令違反	入札参加停止措置を受けた
オ 死亡事故	入札参加停止措置を受けた
カ 総合評価の不履行	「添付資料等で確認した結果、履行されていないことを確認」との通知を受けた
キ カ(ア)からカ(カ)に該当しない入札参加停止措置	入札参加停止措置を受けた
ク 暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外	入札参加除外措置を受けた

↓

カ(ア) 入札契約に関する不当な強要行為により入札参加停止措置を受けた場合

入札参加停止措置を受けた日 (期間の始まりの日)	令和 年 月 日
-----------------------------	----------

カ(イ) 過積載による法令違反により入札参加停止措置を受けた場合

入札参加停止措置を受けた日 (期間の始まりの日)	令和 年 月 日
-----------------------------	----------

カ(ウ) ディーゼル不適合車の使用による法令違反により入札参加停止措置を受けた場合

入札参加停止措置を受けた日 (期間の始まりの日)	令和 年 月 日
-----------------------------	----------

カ(エ) 不正軽油の使用による法令違反により入札参加停止措置を受けた場合

入札参加停止措置を受けた日 (期間の始まりの日)	令和 年 月 日
-----------------------------	----------

カ(オ) 死亡事故により入札参加停止措置を受けた場合

入札参加停止措置を受けた日 (期間の始まりの日)	令和 年 月 日
-----------------------------	----------

カ(カ) 総合評価の不履行により「添付資料等で確認した結果、履行されていないことを確認」との通知を受けた場合

通知を受けた日	令和 年 月 日
---------	----------

カ(キ)カ(ア)からカ(ク)に該当しない入札参加停止措置により入札参加停止措置を受けた場合

入札参加停止措置を受けた日 (期間の始まりの日)	令和 年 月 日
-----------------------------	----------

カ(ク) 暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外により入札参加除外措置を受けた場合

入札参加除外措置を受けた日 (期間の始まりの日)	令和 年 月 日
-----------------------------	----------

入札説明書の「提出資料」欄を確認してください。



様式カ(ア)～(ウ)

企業倫理や信頼性等(減点項目)	
該当項目の有無	該当項目なし
	該当項目あり
カ(ア) 入札契約に関する不当な強要行為等	入札参加停止措置を受けた 入札参加除外措置を受けた
「入札契約に関する不当な強要行為」により入札参加停止措置を受けた	該当する
「過積載による法令違反」により入札参加停止措置を受けた	該当する
「ディーゼル不適合車の使用による法令違反」により入札参加停止措置を受けた	該当する
「不正軽油の使用による法令違反」により入札参加停止措置を受けた	該当する
「死亡事故」により入札参加停止措置を受けた	該当する
暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けた	該当する
カ(イ) 総合評価の不履行	「添付資料等で確認した結果、履行されていないことを確認」との通知を受けた
下記の欄を除き「添付資料等で確認した結果、履行されていないことを確認」との通知を受けた	該当する
配属技術者の死亡など、真に何れも等しい理由により配属技術者を交代し、交代後の配属技術者4名以上の技術能力を確保できなかったため「添付資料等で確認した結果、履行されていないことを確認」との通知を受けた	該当する
カ(ウ) カ(ア)カ(イ)に該当しない入札参加停止措置	入札参加停止措置を受けた

↓

カ(ア) 入札契約に関する不当な強要行為等により入札参加停止措置を受けたまたは入札参加除外措置を受けた場合

「入札契約に関する不当な強要行為」により入札参加停止措置を受けた場合

入札参加停止措置を受けた日 (期間の始まりの日)	令和 年 月 日
-----------------------------	----------

「過積載による法令違反」により入札参加停止措置を受けた場合

入札参加停止措置を受けた日 (期間の始まりの日)	令和 年 月 日
-----------------------------	----------

「ディーゼル不適合車の使用による法令違反」により入札参加停止措置を受けた場合

入札参加停止措置を受けた日 (期間の始まりの日)	令和 年 月 日
-----------------------------	----------

「不正軽油の使用による法令違反」により入札参加停止措置を受けた場合

入札参加停止措置を受けた日 (期間の始まりの日)	令和 年 月 日
-----------------------------	----------

「死亡事故」により入札参加停止措置を受けた場合

入札参加停止措置を受けた日 (期間の始まりの日)	令和 年 月 日
-----------------------------	----------

暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けた場合

入札参加除外措置を受けた日 (期間の始まりの日)	令和 年 月 日
-----------------------------	----------

カ(イ) 総合評価の不履行により「添付資料等で確認した結果、履行されていないことを確認」との通知を受けた場合

下記の欄を除き「添付資料等で確認した結果、履行されていないことを確認」との通知を受けた場合

通知を受けた日	令和 年 月 日
---------	----------

（配属技術者の死亡など、真に何れも等しい理由により配属技術者を交代し、交代後の配属技術者4名以上の技術能力を確保できなかったため「添付資料等で確認した結果、履行されていないことを確認」との通知を受けた場合）

通知を受けた日	令和 年 月 日
---------	----------

カ(ウ) カ(ア)カ(イ)に該当しない入札参加停止措置により入札参加停止措置を受けた場合

入札参加停止措置を受けた日 (期間の始まりの日)	令和 年 月 日
-----------------------------	----------

入札説明書の「提出資料」欄を確認してください。

以上が、
技術資料作成の手引き（ガイドラインVer.19対応版）の
主な改定箇所です。

なお、技術資料を作成する際は、入札説明書をよく確認の
うえ作成してください。

ご覧いただきありがとうございました。